

平成24年度
第1回 小山市都市計画審議会

会議要旨

小山市都市整備部都市計画課

○日時 平成24年5月22日(火)午後1時30分より

○会場 小山市役所 別館3階 会議室3

○出席人数 委員13名 内出席者8名

○審議事項

議案第1号 小山栃木都市計画土地区画整理事業(思川西部土地区画整理事業)の決定について

概要:市街化区域に編入予定の大字立木の一部において、市中心部近傍に位置する本地区の立地条件を活かし、健全な市街地の形成し、有効な土地利用を図るため、土地区画整理事業を都市計画決定しようとするもの。

結果:原案のとおり議決

○議事概要

議案第1号 小山栃木都市計画土地区画整理事業(思川西部土地区画整理事業)の決定について

Q 市街化区域編入エリアと土地区画整理事業エリアに差異があるようだがなぜか。

A 既成市街地側は、区画整理事業による土地の増進が得られない土地については、区画整理事業の区域から外すということで考えている。

Q 既成市街地側で区画整理事業から外れた区域は、市街化調整区域のまま残るのか。

A 既に土地の増進が図られているため区画整理はしないが、市街化区域には編入される。

Q 説明資料中の事業計画は固まっているのか。

A 準備会の中で将来的な土地利用も含め検討中。用途も第一種低層住居専用地域であるが、将来的には適正に配置したい。さらには既成市街地においても地区計画等の策定と併せ用途も見直したい。

Q 用途地域の変更には、どれ位時間を要するか。

A 都市計画の変更手続きは最低半年位を要する。ただ手続きに入るまでに、案の策定や県等との調整など、相応の期間を要する。

Q 土地区画整理事業の事業認可に至る経緯はどのようなものか。

A 土地区画整理事業の都市計画決定は小山市が決定し、本年度末に計画している土地区画整理組合の設立認可、及び事業の認可は県が認可するもの。その手続きを踏まえ、平成28年度末完成を目標に事業スケジュールを組んでいる。